

## 職員等の給与に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、やっちろ保健室運営協議会の役員等の報酬並びに費用等に関する規程に定めのない、会則第17条により任命された事務局担当理事の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (給与)

第2条 事務局担当理事に対する給与は、日当として支給する。

## (日当の計算)

第3条 日当の計算は、1日あたり8,000円とする。

## (費用弁償)

第4条 交通費、通勤手当等の経費は、日当に含むものとし、費用弁償は支給しない。

## (賞与、退職慰労金等)

第5条 事務局担当理事に対し、第3条に規定する日当以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

## (支払方法)

第6条 事務局担当理事に対する日当は、各事業年度内に数回に分けて支給する。支払方法は、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

## (改定)

第7条 この規程の改定は、総会の決議により行うものとする。

## (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和4年5月29日から施行する。